

大規模小売店舗の設置者等の変更に関する届出

仙北市公告第 21 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）で第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成 27 年 8 月 10 日

仙北市長 門 脇 光 浩

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ角館店
仙北市角館町下菅沢 22 番地 1 他 5 筆

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する代表者の氏名

ア	変更前	株式会社	横浜ファーマシー	代表取締役	松山	稔
イ	変更後	株式会社	横浜ファーマシー	代表取締役	室井	善一

(3) 変更の年月日 平成 27 年 5 月 25 日

(4) 変更する理由 設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成 27 年 8 月 4 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町 36 番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

(2) 縦覧期間

平成 27 年 8 月 10 日から平成 27 年 12 月 9 日

4 意見書の提出先

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

5 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由